

昭和二十九年政令第二百三十三号

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令
内閣は、酪農振興法（昭和二十九年法律第百八十二号）第三条第二項第四号、同条第四項第一号及び第二号、第十一条第一項、第十二条第一項、第十八条並びに第二十条の規定に基き、この政令を制定する。

（基本方針）

第一条 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（以下「法」という。）第一条の二第一項の基本方針は、おおむね五年ごとに、農林水産大臣が定める目標年度までの期間につき定めるものとする。
（都道府県計画）
 第二条の二 法第一条の三第一項の都道府県計画（以下「都道府県計画」という。）は、前条の目標年度までの期間につき作成するものとする。

第二条 都道府県知事は、都道府県計画を作成しようとするときは、牛乳、乳製品、肉用牛又は牛肉の生産、集荷、保管、販売又は消費に關し学識経験を有する者の意見を聽かなければならない。
 3 前項の規定は、都道府県知事が法第二条の三第五項の規定により都道府県計画を変更しようとする場合に準用する。この場合において、前項中「当該計画」とあるのは、「当該計画の変更に係る部分」と読み替えるものとする。

（市町村計画）

第一条の三 法第一条の四第一項の市町村計画（以下「市町村計画」という。）は、第一条の目標年度までの期間につき作成するものとする。
 2 市町村長は、市町村計画を作成しようとする場合には、当該市町村の区域内において酪農經營又は肉用牛經營を営む者の意見を聴き、かつ、当該計画の内容として当該市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は土地改良区若しくは土地改良区連合が行う事項について定めようとするときは、当該農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は土地改良区若しくは土地改良区連合が協議しなければならない。

（市町村計画）

第一条の四 法第三条第二項第四号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（集約酪農振興計画に定める事項）

一 乳牛の改良増殖施設及び保健衛生施設の整備に關すること。

（集約酪農地域の指定の基準）

第二条 法第三条第四項第一号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 その区域内において酪農經營を営む者の数が、北海道にあつてはおおむね六百以上、その他の地域にあつてはおおむね百五十以上であること。

二 その区域内の乳牛の飼料に供する飼料作物の作付地の面積に野草地（乳牛の放牧又はその飼料の採取の目的に供している草地であつて飼料作物の作付地以外のものをいう。）の面積に十分の一を乗じて得た面積（以下「飼料供給地面積」という。）をその区域内の乳牛の飼養頭数で除して得た面積が、その区域の属する都道府県の区域内（その区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあつては、当該二以上の都道府県の区域内の乳牛の飼養頭数で除して得た面積（その面積が十九アール（北海道にあつては、五十アール）を超えるときは十九アール（北海道にあつては、五十アール）とし、九アール（北海道にあつては、二十五アール）未満のときは九アール（北海道にあつては、二十五アール）とする。）以上であり、又はこれに達する見込みが確実であること。

（草地の形質変更の行為）

第三条 法第三条第四項第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 その区域内の最近一年間における生乳の一日前たり生産数量が、北海道にあつてはおおむね三百キロリットル、その他の地域にあつてはおおむね三十キロリットルに達しており、又はこれに達する見込みが確実であること。

二 その区域内にあるすべての酪農經營を営む者の住所からその区域内で生産される生乳についての集乳の中心となるべき集乳施設（冷凍機械を有するものに限る。）又は乳業施設へおおむね二時間以内で生乳を輸送することができるること。

三 その区域内で生産される生乳について、農業協同組合又は農業協同組合連合会が共同して集乳することが確実であること。

（草地の形質変更の行為）

第四条 法第九条の政令で定める開墾、造林その他の行為は、次に掲げる行為とする。

一 面積が十アール以上にわたる土地について行う開墾（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）により行うものを除く。）

二 次に掲げる造林以外の造林で面積が十アール以上にわたるもの

イ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条の四の規定に基づき行う造林

ロ 森林法第三十八条第一項、第三項又は第四項の規定による都道府県知事の命令に基づき行う造林

ハ 森林法第三十九条の五第一項の規定による都道府県知事の勧告に基づき行う造林

（酪農事業施設）

第五条 法第十条第一項の集乳施設で政令で定めるものは、容量九百リットル以上の貯乳槽、冷凍機械、濃縮機械又は分離機を有する集乳所とする。

2 法第十条第一項の乳業施設で政令で定めるものは、飲用牛乳用処理施設（生乳の処理能力が一日三百六十リットルに満たないものを除く。）、脱脂乳及びクリーム製造施設、バター製造施設、チーズ製造施設、れん乳製造施設又は粉乳製造施設であつて、試験研究機関その他農林水産大臣の指定する者の設置する乳業施設以外のものとする。

(紛争のあつせん又は調停の申請)

第六条 法第二十条の規定によるあつせん又は調停の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出してしなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 当事者的一方が申請者である場合には、相手方の氏名又は名称及び住所
- 三 申請の趣旨
- 四 紛争の問題点及び交渉経過の概要
- 五 その他あつせん又は調停を行うのに参考となる事項

(管轄)

第七条 法第二十条の規定によるあつせん又は調停の申請は、当該紛争に係る契約において生乳等の供給者である当事者の住所地を管轄する都道府県知事（その生乳等の供給者である当事者が二以上の都道府県の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合又は農業協同組合連合会である場合には、当該紛争に係る生乳等の生産者の住所地を管轄する都道府県知事）に對して行うものとする。ただし、当事者の双方が申請者である場合には、その協議により、生乳等の需要者である当事者の住所地を管轄する都道府県知事又は当該紛争に係る契約により生乳等の供給を受ける乳業施設の所在地を管轄する都道府県知事に対してあつせん又は調停の申請をすることを妨げない。

（出頭を求められた者が受けた費用の弁償）

第八条 法第二十一条第三項の規定により都道府県知事から出頭を求められた者が同条第四項の規定により弁償を受けることができる費用の種類、金額及び支給方法は、当該都道府県の条例の定めることによる。

第九条 法第二十四条第四項において準用する法第二十一条第三項の規定により出頭を求められた者が法第二十四条第四項において準用する法第二十一条第四項の規定により弁償を受けることができる費用の種類、金額及び支給方法は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の定めるところによる。

第十条 法第二十四条の三の二第一項の学校給食供給目標は、おおむね五年ごとに定めるものとする。ただし、同項の学校給食供給目標を定めた後における生乳の需給事情その他の経済事情の変動により必要があるときは、当該期間を経過しない時においても、これを定めることができる。

（国内産の牛乳を学校給食用に供給する学校）

第十二条 法第二十四条の三の二第一項の政令で定める学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）第二条の夜間学校給食を行う高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）とする。

附 則

この政令は、酪農振興法の施行の日（昭和二十九年八月七日）から施行する。

附 則（昭和三十一年一月一七日政令第三一〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十一年九月二一日政令第二九九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十一年二月二日政令第一三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十一年九月二十四日政令第二九〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十一年二月二十五日政令第三四七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三三年二月二十五日政令第三五〇号）

この政令は、昭和三十四年一月一日から施行する。

附 則（昭和三四年三月一六日政令第三一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年五月二九日政令第一九七号）

この政令は、昭和三十四年一月一日から施行する。

附 則（昭和三七年九月二九日政令第三九一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年九月二九日政令第一九八号）抄

1

この政令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。

2 この政令による改正後の規定は、この政令の施行前にされた行政庁の処分その他この政令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この政令の施行後も、なお従前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができるようなる処分に係るものは、この政令による改正後の規定の適用については、同法による不服申立てとみなす。

附 則（昭和四〇年九月三〇日政令第三二五号）

この政令は、酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百十一号）の施行の日（昭和四十年十月一日）から施行する。

附 則（昭和五三年七月五日政令第二八二号）抄

（施行期日）この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年一〇月七日政令第二一六号）抄

（施行期日）この政令は、酪農振興法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第四十八号）の施行の日（昭和五十八年十月八日）から施行する。

附 則（昭和五九年六月二一日政令第二〇七号）

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則（平成六年一一月一一日政令第三五三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年一〇月三〇日政令第三五一号）抄

（施行期日）この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年一二月二二日政令第四一六号）抄

（施行期日）この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年六月七日政令第三一〇号）抄

（施行期日）この政令は、平成十二年六月七日から施行する。

附 則（平成一五年七月一八日政令第三一三号）

この政令は、平成十五年八月一日から施行する。

附 則（平成一六年四月一日政令第一四四号）抄

（施行期日）この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年三月二二日政令第五五号）抄

（施行期日）この政令は、平成十九年三月二二日から施行する。

附 則（平成二一年一二月一一日政令第二八五号）抄

（施行期日）この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年三月二二日政令第五五号）抄

（施行期日）この政令は、平成十九年三月二二日から施行する。

附 則（平成二一年一二月一一日政令第二八五号）抄

（施行期日）この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年三月二二日政令第五五号）抄

（施行期日）この政令は、農地法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十一年十一月十五日）から施行する。

附 則（平成二一年一二月一一日政令第二八五号）抄

（施行期日）この政令は、農地法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十一年十一月十五日）から施行する。

附 則（平成二一年一二月一一日政令第二八五号）抄

（施行期日）この政令は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置

附 則（平成二一年一二月一一日政令第二八五号）抄

（施行期日）この政令は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置

附 則（平成二一年一二月一一日政令第二八五号）抄

（施行期日）この政令は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置

附 則（平成二一年一二月一一日政令第二八五号）抄

（施行期日）この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年一二月一六日政令第四二二号）
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。